

岐阜県公報

第 百 七 十 号
令和三年一月十九日
(火曜日)

目 次

告 示

○長良川圏域河川整備計画の変更

(河 川 課) 二九^{ページ}

内水面漁場管理委員会告示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示

(里 川 振 興 課) 二九

○ニホンウナギの資源保護のための指示

(同) 三〇

○第五種共同漁業権の免許に係る令和三年魚種別増殖方法及び指示数量

(同) 三〇

公 示

○認定鳥獣捕獲等事業者の変更認定に関する件

(環 境 企 画 課) 三三

○県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 三四

○土地改良事業の工事の完了

(同) 三四

告 示

岐阜県告示第二十五号

長良川圏域河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により告示する。

なお、当該河川整備計画は、岐阜県県土整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所、岐阜県郡上土木事務所及び岐阜県可茂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第二百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したので告示する。

令和三年一月十九日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 向 貞 夫

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

公共水面において、コイ（マコイ及びニシキコイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、せき等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池（徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。）

(二) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池（阿多木ダムから上流の水域を除く。）

(三) 木曽川水系及びこれに接続する水路・ため池（佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛騨川及びこれらの支流を除く。）

(四) 土岐川水系及びこれに接続する水路・ため池

(五) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池（下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。）

(六) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池（鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。）

(七) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第二百七十一条第四項の規定により、ニホンウナギの資源保護のため、次のとおり指示したので告示する。

令和三年一月十九日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

公共水面において、令和三年十月一日から令和四年三月三十一日まで及び同年十月一日から令和五年三月三十一日までの間は、全長三十センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならない。ただし、岐阜県漁業調整規則（令和二年岐阜県規則第百十号）第四十四条第一項の知事の許可を受けた者が、当該許可に基づき採捕する場合は除く。

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十一条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る令和三年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

令和三年一月十九日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

令和3年魚種別増殖方法及び指示数量

漁業権番号	増殖方法		種 苗 放 流 (kg)							人 工 化 (万粒)		産卵場造成 (箇所)						
	魚 種	漁業協同組合名	あゆ	あまこ、 やまめ	銀毛型 あまこ	にじマス	いわな	ふ な	うなぎ	なます	もくず かに(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり

内第20号 共号	美山	951	220							18								1		1		
内第21号 共号	板取川上流	1,794	104		30					40								5		13		
内第22号 共号	美山	27	10							8								1		1		
内第23号 共号	可児				115			176		36				120				3	2			
内第24号 共号	日本ライオン、木曽川中流									29												
内第25号 共号	木曽川中流	291	39		5					44								3				
内第26号 共号	恵那	4,210	331		40	27				119								11	3	10	6	
内第27号 共号	飛騨川	8,202	405		14					150								7		7		10
内第28号 共号	益田川、飛騨川、馬瀬川下流	97																2				
内第29号 共号	益田川	4,690	493		5	106												6		17	10	10
内第30号 共号	益田川上流	1,412	466			60		5		18								5		10	10	
内第31号 共号	馬瀬川下流	2,420	168			5				53			120					5		5	5	
内第32号 共号	馬瀬川上流	4,348	309		5	5				9								5		7	5	
内第33号 共号	和良川	880	71			9				18								3		7	7	
内第34号 共号	土岐川	220	9		5					22								5				
内第35号 共号	岐阜県矢作川	458	44							14								2				
内第36号 共号	岐阜県矢作川	916	106							22								3				

内第37号 共号	宮川下流	4,119	423		379	458		115						5		1	1	3
内第38号 共号	宮川	3,723	379		379	80	5	58						2		5	1	
内第39号 共号	高原川	4,884	933		36	71		36						3		5	1	5
内第40号 共号	高原川					8												
内第41号 共号	宮川	141	66		53	36	5	9						1		1	1	
内第42号 共号	丹生川	157	31		8	19								1				
内第43号 共号	丹生川	32	100		8	118								1				
内第44号 共号	宮川下流					22												
内第45号 共号	宮川下流					9												
内第46号 共号	庄川	1,514	536		317	352	9	27						3		3	3	
内第48号 共号	石徹白	53	53			89										1		
合 計		79,024	7,996	1,490	1,428	1,512	4,259	1,789	389	9,960	3,520	240	144	16	122	66	56	

公 示

令和三年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

○認定鳥獣捕獲等事業者の変更認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第十八条の七第一項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者の変更の認定を行ったので、同
条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

- 一 変更認定年月日
令和二年十一月四日
- 二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

一般社団法人岐阜県獺友会

2 住所

岐阜市宇佐東町三番一八号

3 代表者の氏名

大野 恵章

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
高山南地区	高山市役所	令和三・一・一九から 同三・二・一七まで

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和三年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	入方用水地区	令和二・一・三〇

令和三年一月十九日発行

発行者
発行所岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社